

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第67号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総合企画局の款総合政策室の項中「広域連携・大都市制度課長 リニア・北陸新幹線誘致推進課長」を「総合政策第一課長 総合政策第二課長 学藝衆構想推進課長 プロジェクト推進第一課長 プロジェクト推進第二課長 プロジェクト推進第三課長」に、「広域連携・大都市制度係長 リニア・北陸新幹線誘致推進係長」を「総合政策第一係長 総合政策第二係長 学藝衆構想推進係長 プロジェクト推進第一係長 プロジェクト推進第二係長 プロジェクト推進第三係長 プロジェクト推進第四係長」に改め、同款市長公室の項中「政策企画調整第四係長」を「政策企画調整第四係長 政策企画調整第五係長」に改め、同款都市経営戦略室の項中「未来デザイン課長」及び「未来デザイン係長 未来共創係長」を削り、同款国際都市共創推進室の項中「SDGs推進課長 大学政策課長 大学連携推進課長 国際課長 多文化共生推進課長」を「国際都市共創企画課長 国際都市共創第一課長 国際都市共創第二課長 国際都市共創第三課長 大学政策第一課長 大学政策第二課長」に、「共創企画係長 共創推進係長 大学企画係長 大学政策係長 大学連携推進係長 国際企画係長 国際交流推進係長 多文化共生推進係長」を「国際都市共創企画係長 国際都市共創第一係長 国際都市共創第二係長 国際都市共創第三係長 国際都市共創第四係長 国際都市共創第五係長 大学政策第一係長 大学政策第二係長 大学政策第三係長」に改め、同款プロジェクト推進室の項を削り、同款デジタル化戦略推進室の項中「統計調査係長 国勢調査係長」を「統計調査係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「新庁舎整備推進係長」を「庁舎活用係長」に改め、同款しごとの仕方改革推進室の項中「しごとの仕方改革推進第二係長」を「しごとの仕方改革推進第二係長 政策連携団体共創係長」に改め、同款税務部の項中「管理係長 企画係長」を「管理係長」に、「税務推進係長」を「税務推進係長 市民税指導係長 企画審査係長 税務システム標準化第一係長 税務システム標準化第二係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款地域自治推進室の項中「区政推進課長 連携改革課長 市民参加推進課長 地域プロジェクト推進課長 コミュニティデザイン課長 市民協

働・市民活動支援課長 戸籍住民企画課長」を「地域自治推進課長 コミュニティデザイン課長 地域プロジェクト推進課長 市民参加・協働支援課長 区政推進課長 戸籍住民企画課長 戸籍・住基業務改革監察課長」に、「区政係長 調査係長 スマート区役所推進係長 地域コミュニティHub協働係長 企画係長 市民参加係長 地域プロジェクト推進係長 区庁舎整備係長 コミュニティデザイン係長 市民協働・市民活動支援係長 戸籍住民企画係長」を「地域自治推進係長 地域コミュニティHub協働係長 企画係長 コミュニティデザイン係長 地域プロジェクト推進係長 市民参加・協働支援係長 区政係長 区庁舎整備係長 スマート区役所推進係長 戸籍住民企画係長 戸籍・住基業務改革係長 戸籍・住基業務監察係長」に改め、同款共生社会推進室の項中「真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革係長」を「働き方改革推進係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款スタートアップ・産学連携推進室の項中「ライフ産業振興係長」を「ライフ産業振興係長 産学連携係長」に改め、同款企業誘致推進室の項中「首都圏企業誘致推進係長」を「首都圏企業誘致推進第一係長 首都圏企業誘致推進第二係長」に改め、同款地域企業振興室の項中「振興係長 地域商業活性化係長 企業成長支援係長」を「企業成長支援係長 商業振興第一係長 商業振興第二係長」に改め、同款農林振興室の項中「森林利用係長」を「森林利用係長 森林文化プロジェクト推進係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款福祉のまちづくり推進室の項中「企画・ケアラー支援推進課長 地域共生推進課長」を「企画・地域福祉課長 重層的支援体制・ケアラー支援推進課長」に、「地域共生推進係長」を「地域福祉係長 重層的支援体制推進係長」に改め、同款医療衛生推進室の項中「生活衛生係長」を「生活衛生係長 民泊適正化推進係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款都市景観部の項中「古都保存係長 風致第一係長 風致第二係長」を「古都保存企画係長 古都保存整備係長 風致第一係長 風致第二係長 風致第三係長」に改め、「指導第三係長」を削り、「広告物企画係長」を「広告物デザイン係長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款土木管理部の項中「水辺環境計画係長」を「水辺環境計画係長 設備計画係長」に改め、同款道路建設部の項を次のように改める。

道路建設室	道路計画課	調査係長	道路計画係長	事業計
	長 道路建	画係長	補償調査係長	

	設課長 用	
	地課長 事	
	業計画課長	

第1条第2項の表「新しい公共」推進プロジェクトチームの項を削り、同条第6項中「建設局道路建設部道路建設課」を「建設局道路建設室」に改め、「事業担当係長」の右に「及び用地担当係長」を加え、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「まちづくり政策監」の右に「、国際政策監」を加え、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同条第14項中「総合企画局市長公室」を「総合企画局総合政策室に学藝衆構想推進部長又はプロジェクト推進部長、同局市長公室」に、「大学政策部長又は国際部長、行財政局資産イノベーション推進室に学校跡地活用促進部長」を「国際部長又は大学政策部長」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条第25項を同条第26項とし、同条第16項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同条第15項中「政策企画調整部長、大学政策部長、国際部長、学校跡地活用促進部長」を「学藝衆構想推進部長、プロジェクト推進部長、政策企画調整部長、国際部長、大学政策部長」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 国際政策監は、上司の命を受け、国際化の推進に関する事務を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第6条第3項ただし書中「政策企画調整部長、大学政策部長、国際部長、学校跡地活用促進部長」を「学藝衆構想推進部長、プロジェクト推進部長、政策企画調整部長、国際部長、大学政策部長」に改める。

第7条総合政策室の款中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 国土形成計画、近畿圏整備計画その他広域計画及び特区制度に係る連絡及び調整に関すること。

(9) 国土利用計画法による市町村計画に関すること。

第7条市長公室の款中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条都市経営戦略室の款第2号及び第3号を削り、同款第4号中「基本構想及び基本計画の策定」を「京都基本構想」に改め、同号を同款第2号とし、同款中第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第7条プロジェクト推進室の款を削り、同条デジタル化戦略推進室の款に次の1号を加える。

(15) 特命事項に関すること。

第8条人事部の款給与課の項中「、特別職報酬等審議会及び行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会」を「及び特別職報酬等審議会」に改める。

第9条地域自治推進室の款第6号中「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の右に「及び京都市市民参加推進条例」を加え、同款第7号中「区基本計画、合併建設計画及び過疎地域自立促進市町村計画に係る連絡及び調整」を「区まちづくり運営方針」に改め、同款中第34号を削り、第33号を第34号とし、第29号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同款第28号中「地域コミュニティ活性化推進審議会」を「地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会」に改め、同号を同款第29号とし、同款中第27号を第28号とし、第8号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域持続的発展市町村計画に係る連絡及び調整に関すること。

第9条地域自治推進室の款中第35号を削り、第36号を第35号とし、第37号を第36号とする。

第12条保健福祉部の款監査指導課の項第6号を削り、同条福祉のまちづくり推進室の款中第35号を第36号とし、第25号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による居住安定援助賃貸住宅の入居者に提供する居住安定援助に係る審査及び監督に関すること。

第12条障害保健福祉推進室の款中第25号を第26号とし、第10号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等従事者（障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業において従事する者に限る。）の確保及び定着に関すること。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項第28号中「、老人短期入所施設」を削り、同号を同項第29号とし、同項中第27号を第28号とし、第10号

から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等従事者（老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設において従事する者に限る。）の確保及び定着に関すること。

第14条都市企画部の款都市総務課の項中第4号を削り、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 京都御池地下街株式会社に関すること。

第14条都市企画部の款都市総務課の項中第13号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 京都醍醐センター株式会社に関すること。

第14条まち再生・創造推進室の款中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 登記に関すること。

第14条都市景観部の款景観政策課の項第13号を同項第15号とし、同項第12号中「及び」を「、」に改め、「除く。）」の右に「及び景観政策検討委員会」を加え、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 工事の設計、施工、監督及び軽易な検査に関すること。

(13) 工事用材料等の現場検収に関すること。

第14条都市景観部の款風致保全課の項第1号中「及び次項第10号」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号ただし書を削り、同項第3号中「並びに次項第14号及び第15号」を削り、同号ただし書を削り、同項第4号ただし書を削り、同条都市景観部の款開発指導課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを削り、第16号を第11号とし、第17号から第26号までを5号ずつ繰り上げる。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第8号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律による要除却等認定及び容積率又は各部分の高さ」に改め、同項中第24号を第25号とし、第9号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率の緩和に係る許可に関すること。

第14条住宅室の款住宅政策課の項第9号中「円滑化のための特別の措置及び」を「円

滑化及び管理の適正化のための特別の措置、」に改め、「探索のための特別の措置」の右に「等」を加え、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同項第13号中「管理」の右に「及び再生」を加え、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関すること。

(11) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による居住安定援助賃貸住宅に係る規模、構造、設備及び家賃の審査並びに監督に関すること。

第15条土木管理部の款土木管理課の項第5号及び同款橋りょう健全推進課の項第1号中「道路建設部」を「道路建設室」に改め、同条道路建設部の款を次のように改める。

道路建設室

(1) 道路の建設及び改良並びに里道の改良の調査、計画及び工事に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

(2) 道路及び里道の環境の整備に関する調査、計画及び工事に関すること。ただし、産業観光局及び自転車政策推進室の所管に属するものを除く。

(3) 都市計画街路事業及び鉄道関連事業並びにこれらに関連する公共土木施設整備事業の実施に関すること。

(4) 橋りょうの建設及び改良（道路改良を伴うものに限る。）に関すること。

(5) 京都府福祉のまちづくり条例による証票の交付、協議、特定まちづくり施設の設置者に対する報告の要求、立入調査及び特定まちづくり施設の設置の計画を通知した者に対する要請（道路に関するものに限る。）に関すること。

(6) 他の局の事業に係る土木工事の実施に関すること。ただし、環境政策局及び都市計画局の所管に属するものを除く。

(7) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。

(8) 工事用材料等の現場検収に関すること。

(9) 局の事業に係る公共用地及び建物等の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、都市整備部の所管に属するものを除く。

(10) 公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせんに関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)